

E i w a N e w s

義援金等に関する税務上の取扱いについて

平成 28 年 6 月
(No. 131)

このたびの熊本地震により被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。
被災地における一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

日本各地から、被災地の方々への支援の輪が広がっています。
今回は、そのひとつである義援金につきまして、これを支出した場合の税務上の取扱いをお知らせいたします。

[1] 個人の場合の取扱い

1. 所得税

個人が義援金等を寄附した場合に、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、特定寄附金の額の合計額のうち 2,000 円を超える金額が所得金額から控除されます。

ただし、特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

2. 住民税

個人が特定寄附金を支出した場合には、住民税からも控除を受けることができます。

また、被害を受けた地方公共団体に対し寄附をした場合又は募金団体（日本赤十字社、共同募金会等）を通じて地方公共団体に対し寄附をした場合は、「ふるさと納税」の制度が適用され、住民税の特例控除を受けることができます。

なお、募金団体を經由した義援金等については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用はありませんので、ご注意ください。

[2] 法人の場合の取扱い

1. 義援金等の寄附

法人が義援金等を寄附した場合に、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

2. 被災された取引先に対する災害見舞金

被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、被害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

3. 自社製品を被災者に提供した場合

不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

[3] 寄附金の範囲

個人の「特定寄附金」、法人の「国等に対する寄附金」「指定寄附金」には、次に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「平成 28 年熊本地震災害義援金」や中央共同募金会の「平成 28 年熊本地震義援金」などの受付専用口座へ直接寄附した義援金等
- ③ ①、②以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

[4] 手続き

1. 個人（所得税・住民税）

確定申告書に、寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類を添付する必要があります。

2. 法人（法人税）

確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に、寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

また、取引先に災害見舞金等を支出した場合に、領収書の発行を求め難いときには、帳簿書類に支出先の所在地、名称、支出年月日を記録している場合には、これが認められます。

3. 寄附したことを証する書類

- ① 熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する受領証
- ② 募金団体の預り証

なお、日本赤十字社や中央共同募金会その他の募金団体の、義援金受付専用口座への寄附金については、郵便振替で行った場合の半券（受領証）や銀行振込で行った場合の振込票の控え、及び募金要綱、募金趣意書などその口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料をもって、その団体の発行する預り証に代えることができます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。